

財務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
297	B	地方 規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加としていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなること、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けられる。これまで以上に、償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いの利便性の向上につながる。	健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	デジタル庁、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	—	秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都府、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県	<p>○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。</p> <p>事務手続の負担に比較し、公費負担の削減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。</p> <p>明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。</p> <p>○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。</p> <p>特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。</p> <p>○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送料がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。</p> <p>所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。</p> <p>○本市においても、申請書類は揃っているにもかかわらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。</p> <p>照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。</p> <p>○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。</p> <p>○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。</p> <p>○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強めている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。</p> <p>○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。</p> <p>○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取扱い確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。</p> <p>しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。</p> <p>○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。</p> <p>○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。</p>	【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある。その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。	本市としては、現行の保険者照会の事務手続きについては、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対応していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。	—

財務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を越えることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・生活保護申請手続において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。 【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>	<p>【内閣府、総務省】 厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 申請者の所得区分情報を情報連携により取得する場合の事務フローを精査したところ、地方公共団体及び各保険者においてシステム改修を行う必要があるだけでなく、各保険者における中間サーバへの所得区分情報の事前登録に要する事務負担が増大することや、一部の事務については、従来どおり郵送による連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を並行して行うことによりかえって事務が複雑になること等の課題が懸念されていること。 これらを踏まえ、地方公共団体及び保険者における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応も含め、関係部局で協力しながら検討を行う。</p>	<p>&lt;平成30&gt; 6【財務省】 (5)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>&lt;令2&gt; 5【財務省】 (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>&lt;令3&gt; 5【財務省】 (11)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者の確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁、文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>&lt;令4&gt; 5【財務省】 (5)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省)</p>	検討中	検討中	<p>これまでの措置(検討)状況</p> <p>マイナンバー制度における情報連携を活用した医療保険の所得区分の確認については、各保険者において新たに情報連携システムの中間サーバへの入力が必要となり、入力に係る時間やコスト等の実務的な負担が大きかった課題がある。 一方、オンライン資格確認を活用した医療保険の所得区分の確認については、オンライン資格確認システムへの所得区分の入力が既に行われており、前者と比較すると実務可能性が高いことが見込まれる上、当該システムの本格運用が始まったところであり保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けている。 以上を踏まえ、オンライン資格確認の活用に向け、必要な対応を行う。 なお、当面の事務負担軽減のための措置については、令和4年3月に実施した複数の自治体へのヒアリング結果を参考に、地方公共団体の事務負担軽減のため、所得区分の保険者への確認等に係る確認様式や保険書への送付方法等について、関係各所と調整がつき次第簡素化を行うこととした。また、保険者に対しては地方公共団体へ速やかに回答することの再周知、地方公共団体に対しては保険者から回答が長期に得られない場合の対応についての再周知を行うこととした。</p>	<p>今後の予定</p> <p>オンライン資格確認を活用した医療保険の所得区分の確認については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認の活用に向けた課題の整理等を行っていることである。 また、当面の事務負担軽減のための措置については、地方公共団体の事務軽減のため、所得区分の保険者への確認等に係る確認様式や保険書への送付方法等について、引き続き関係各所と調整を行う。</p>